

平成 30 年度三観広域行政組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び三観広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 13 号）第 4 条の規定に基づき、平成 30 年度の三観広域行政組合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和元年 12 月 27 日

三観広域行政組合

管理者 白 川 晴 司

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 30 年度、単位：人）

区分	任用	退職		
	採用	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	0	3	0	0
税務職	0	0	0	0
消防職	3	7	0	2
計	3	10	0	2

(注) 派遣職員の異動は除く。

(2) 採用試験の実施状況（平成 30 年度中試験）

種類	区分	内容	職種等	申込者数	採用者数
競争試験	高校卒程度	1 次試験 筆記試験 体力試験 2 次試験 口述試験 適性検査	消防吏員	39	3

2 職員数

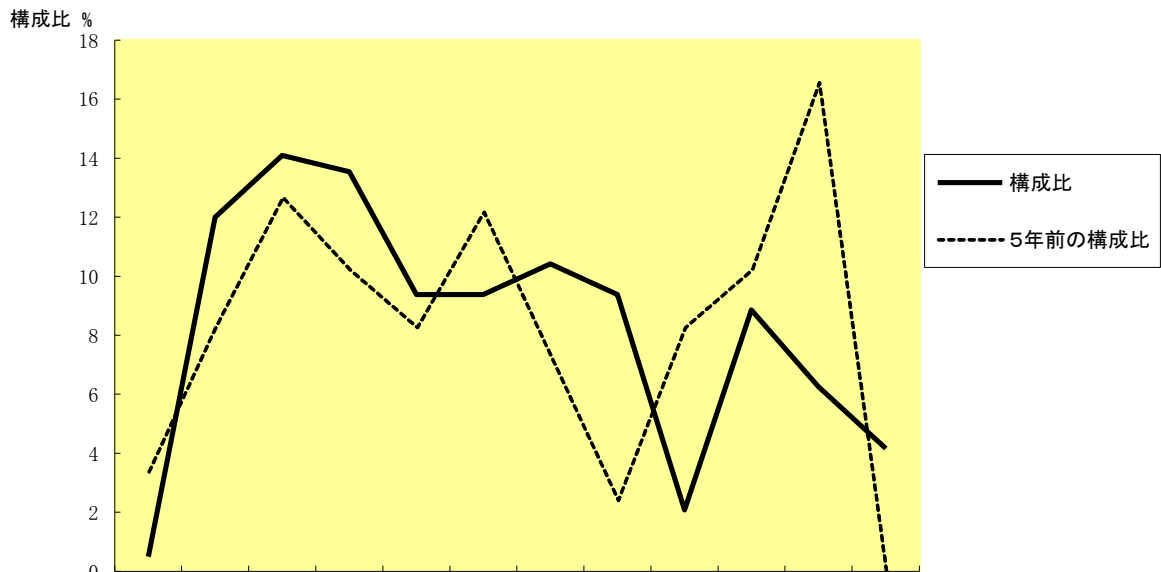
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	総務企画	14	15	1	派遣職員によるもの
		税務	3	3	0	
		民生	4	4	0	
		衛生	1	1	0	
		計	22	23	△1	
	消防部門	170	174	△4	新規採用・退職によるもの	
	小計	192	197	0		
合計			192 [206]	197 [206]	0 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、構成市への派遣職員は含んでいません。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

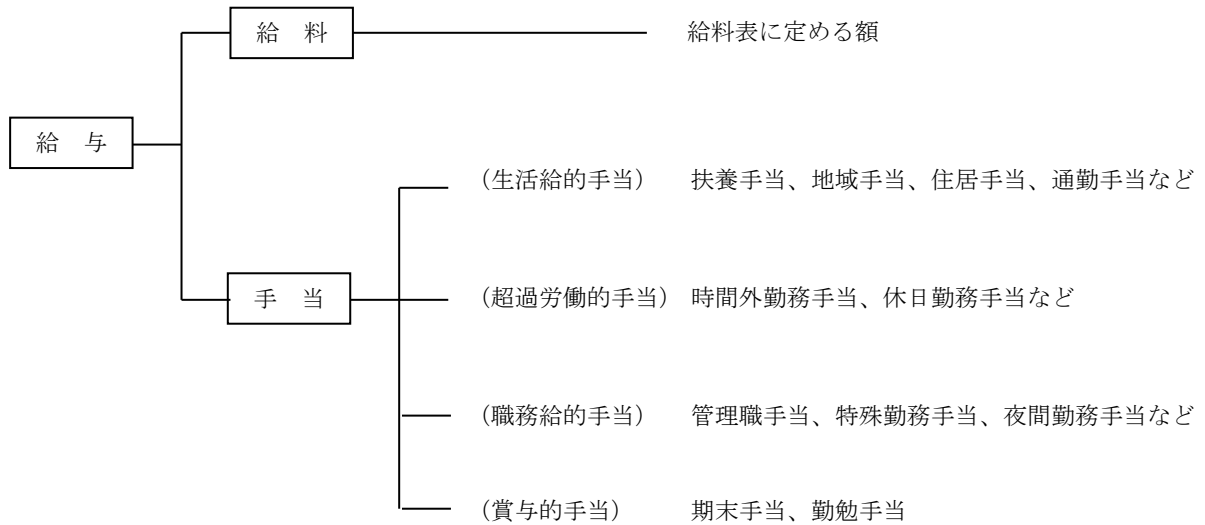


20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 23	人 27	人 26	人 18	人 18	人 20	人 18	人 4	人 17	人 12	人 8	人 192

II 職員の給与に関すること

職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度 の人件費率
平成30年度	千円 2,383,824	千円 79,984	千円 1,459,689	% 61.23	% 62.91

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成29年度 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 192	千円 662,941	千円 140,059	千円 262,128	千円 1,065,128	千円 5,547	千円 5,437

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

3 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び構成市への派遣職員は含んでいません。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、構成市への派遣職員の給与費は含んでいません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三観広域行政組合	53.0歳	347,437円	381,795円	379,037円
香川県	43.9歳	328,971円	415,101円	361,588円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円

② 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三観広域行政組合	36.3歳	278,845円	319,365円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		三観広域行政組合	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,800円	185,800円	179,200円
	高 校 卒	151,500円	151,500円	147,100円
消 防 職	大 学 卒	185,800円	—	—
	高 校 卒	151,500円	—	—

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、事務員、技術員	0 人	0.0%
2 級	主事、技師	3 人	15.8%
3 級	係長、主任	1 人	5.3%
4 級	課長補佐、副主幹、主査	3 人	15.8%
5 級	課長補佐、副主幹	6 人	31.5%
6 級	事務局次長、課長、主幹	5 人	26.3%
7 級	事務局長	1 人	5.3%

(注) 三観広域行政組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、毎年2回、12月1日（6月2日～12月1日）及び6月1日（12月2日～翌年の6月1日）を基準日として実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三観広域行政組合	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,365千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,738千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

三観広域行政組合	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 286千円 (自己都合) 21,820千円 (勸奨・定年)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		9, 067千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		67千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度)		70.8%
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
災害業務手当等	1 水天災・救助出動等の業務に従事したもの	1回 200円
	2 潜水業務に従事したもの (1の業務と併合しない。)	1回 200円
	3 救急出場業務に従事したもの	1回 200円
	4 救急救命士の特定行為を実施したもの (3の業務と併合しない。)	1回 500円
	5 火災原因調査業務に従事したもの	1回 200円
	6 通信業務に従事したもの (1) 7時間45分以上 (2) 7時間45分未満 ただし、1から3において、現場活動のないものについては、 支給額の2分の1の額を支給する。	1当務 150円 1当務 50円
消防機関員手当	消防車、救急車等の車両を緊急業務において運転したもの	1回 100円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務を、深夜 (午後10時から翌日の午前5時まで) において行う消防職員	
	(1) 2時間以上の場合 (2) 2時間未満の場合	1当務 300円 1当務 200円
市税徴収手当	1 外勤をして直接市税の徴収業務に従事したもの	1日 250円
	2 税の滞納処分 (差押え、差押え物件の引揚げ) に従事したもの	1件 200円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	22, 596千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	186千円
支給実績 (平成29年度決算)	22, 701千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	158千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(5) その他の主な手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支 給 実 績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	・配偶者 8,500円	異	29,264千円	290千円
	・子 10,000円	異		
	・父母等 6,500円	同		
	・16歳の年度初めから22歳の年度末までの加算 1人につき5,000円	同		
	・配偶者がいない場合の1人目 子 10,000円 父母等 7,000円	異		
住居手当	・借家、借間居住者 (最高支給限度額) 27,000円	同	9,755千円	315千円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	同	12,772千円	73千円
	・自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給 (片道2km以上) から最高30,700円	異		
休日勤務手当	・休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務1時間につき、1時間あたりの給与額×135/100	同	29,212千円	351千円
管理職手当	・役職に応じて支給	—	14,510千円	500千円

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		報 酬 額
報 酬	管 理 者	年額 60,000円
	副 管 理 者	年額 58,000円
	議 長	年額 60,000円
	副 議 長	年額 55,000円
	議 員	年額 50,000円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

1 勤務時間（平成 30 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 15 分
休憩時間	1 時間 (午後 0 時～午後 1 時)
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっています。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成 30 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90 日	有給
特別 休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植等、末梢血幹細胞移植	骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供するため、検査や入院等をする場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7 日以内	有給
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給

休暇の種類		事由	期間	給料
特別休暇	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後3年に達しない子に授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分又は1日1回1時間以内	有給
	看護休暇(1)	職員の父母、配偶者又は中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	一の年において5日以内	有給
	看護休暇(2)	職員の妻が出産した場合で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の8週間前から出産後8週間後までの間に5日以内	有給
	出産補助休暇	職員の妻が出産した場合	出産日から1月以内に2日	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じて1日から7日	有給
	祭祀休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母の祭祀	1日	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事や心身の健康保持又は家庭生活の充実のため	7月から9月までの間に3日以内	有給
	災害等による休暇(1)	地震、水害、火災、その他の災害により職員の住宅が滅失又は損壊した場合	7日以内	有給
	災害等による休暇(2)	地震、水害、火災、その他の災害により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇(3)	地震、水害、火災、その他の災害により通勤途上の危険を回避するため勤務できない場合	必要と認められる期間	有給
	保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
	妊婦健康保持	妊娠中の職員が、交通機関の混雑により母体保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内	有給
	健康管理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間内で2日以内	有給
リフレッシュ休暇	心身のリフレッシュを図る	必要と認められる期間	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	無給	

休暇の種類	事由	期間	給料
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給

(2) 育児休業制度（平成30年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	3歳に満たない子を養育する職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる（同法第29条）。

1 分限処分の状況（平成 30 年度）

該当がありませんでした。

2 懲戒処分の状況（平成 30 年度）

該当がありませんでした。

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成 30 年度）

内 容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0 件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないが、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第 40 条第 1 項）。

1 職員の研修（平成 30 年度）

区 分		派遣先等	対象者	修了者数
階 層 別 研 修	課長級研修	香川縣市町職員研修センター	課長級	4 人
	課長補佐級研修	香川縣市町職員研修センター	課長補佐級	5 人
	係長級（監督者）研修	香川縣市町職員研修センター	係長級	1 人
	係長級（主査等）研修	香川縣市町職員研修センター	係長級	1 人
能力開発研修	各種コース別研修	香川縣市町職員研修センター	希望職員	24 人
派 遣 研 修	専科教育	消防大学校	消防職員	2 人
	実務講習	消防大学校	消防職員	1 人
	専科教育	香川県消防学校	消防職員	24 人
	幹部教育	香川県消防学校	消防職員	5 人
	初任教育	香川県消防学校	消防職員	3 人
	特別講習	香川県消防学校	消防職員	19 人
岡山県消防学校		消防職員	2 人	
自 主 研 修	職員全体研修	当組合	全職員	166 人

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要（平成 30 年 4 月 1 日現在）

評定の目的	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、職員の勤務実績と能力を的確に把握することにより、職員一人一人の主体的な能力開発や業務遂行を促し、人材の最大活用と効率的で質の高い行政組織の実現を図る				
評定方法	職員が任用された職務及び責任を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた職員の能力及び態度を、公正かつ公式に記録し、被評価者の職員について、毎年 2 回、6 月 1 日及び 12 月 1 日をそれぞれ基準日として実施する。				
評定者	機関名等		評価者 職責	第 1 次評価者	第 2 次評価者
	管理者の機関		事務局長	副管理者	—
			事務局次長・課長・所長	事務局長	—
			課長補佐・所長補佐	課長	事務局次長
			その他の職員	課長補佐	課長
	消防の機関	消防本部	消防長	副管理者	—
			消防次長・課長	消防長	—
			課長補佐	課長	消防次長
			消防係長 消防司令補 消防士長以下	課長補佐	課長
		各署	署長	消防長	—
			副署長 署長補佐	署長	消防次長
			消防司令補 消防士長以下	副署長・署長補佐	署長
		各分署	分署長	署長	消防次長
			消防係長 消防司令補 消防士長以下	分署長	署長
		対象職員	全職種		
全職位					

(2) 勤務成績の評定結果の活用（平成 30 年 4 月 1 日現在）

勤務成績の評定結果は、昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。また、勤勉手当に反映しています。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 容
職員の保健等 に関すること	○職員健康診断（平成30年度実績） 定期健康診断 平成30年度受診者数 115人 人間ドック 平成30年度受診者数 104人
香川縣市町村 職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など） 宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成） 貯金事業（普通貯金の受入れ） 貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
香川縣市町村 職員互助会	○会員掛金 1,000円/月 ○当組合負担金 一人あたり1,000円/月 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成30年度）

公務災害	通勤災害	計
1件	0件	1件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思ふときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、当組合では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度末 継続件数	平成30年度内 要求件数	平成30年度内 処理件数	平成30年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

平成29年度末 継続件数	平成30年度内 申立件数	平成30年度内 処理件数	平成30年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件